

報告第16号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年8月28日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第16号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年7月3日

甲賀市長 岩永裕貴

230,560円

(参考) 令和5年1月17日、甲賀市水口町新城地先の個人宅敷地内において、市有自動車での市側の不注意による事故により、相手方のカーポートを損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

## 報告第16号 参考資料

### 議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

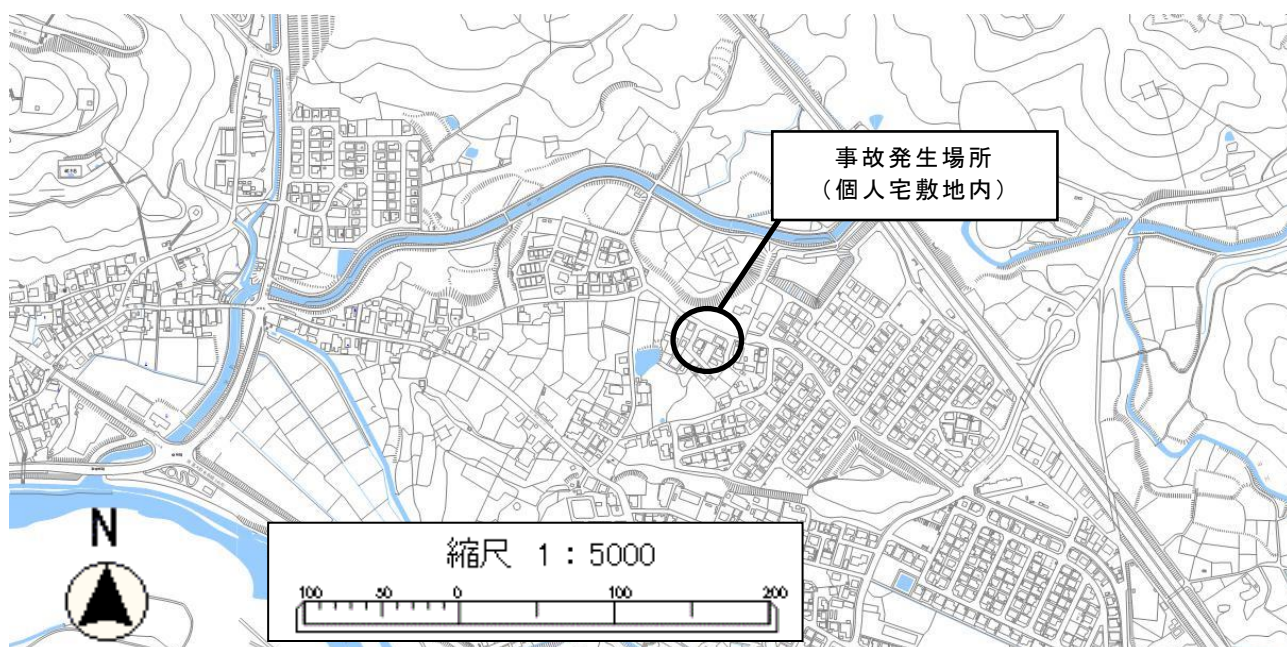
#### 【概要】

令和5年1月17日、甲賀市水口町新城地先の個人宅敷地内において、市有自動車での市側の不注意による事故により、相手方のカーポートを損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

【賠償金】230,560円

【示談日】令和5年7月3日

#### 位置図



報告第17号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年8月28日

甲賀市長 岩永裕貴

専決第17号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年7月5日

甲賀市長 岩永裕貴

50,000円

(参考) 令和5年6月5日、甲賀市水口町山地先の個人宅敷地内において、市有自動車での市側の不注意による事故により、相手方のコンクリート敷の外構を汚損させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

## 報告第17号 参考資料

### 議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

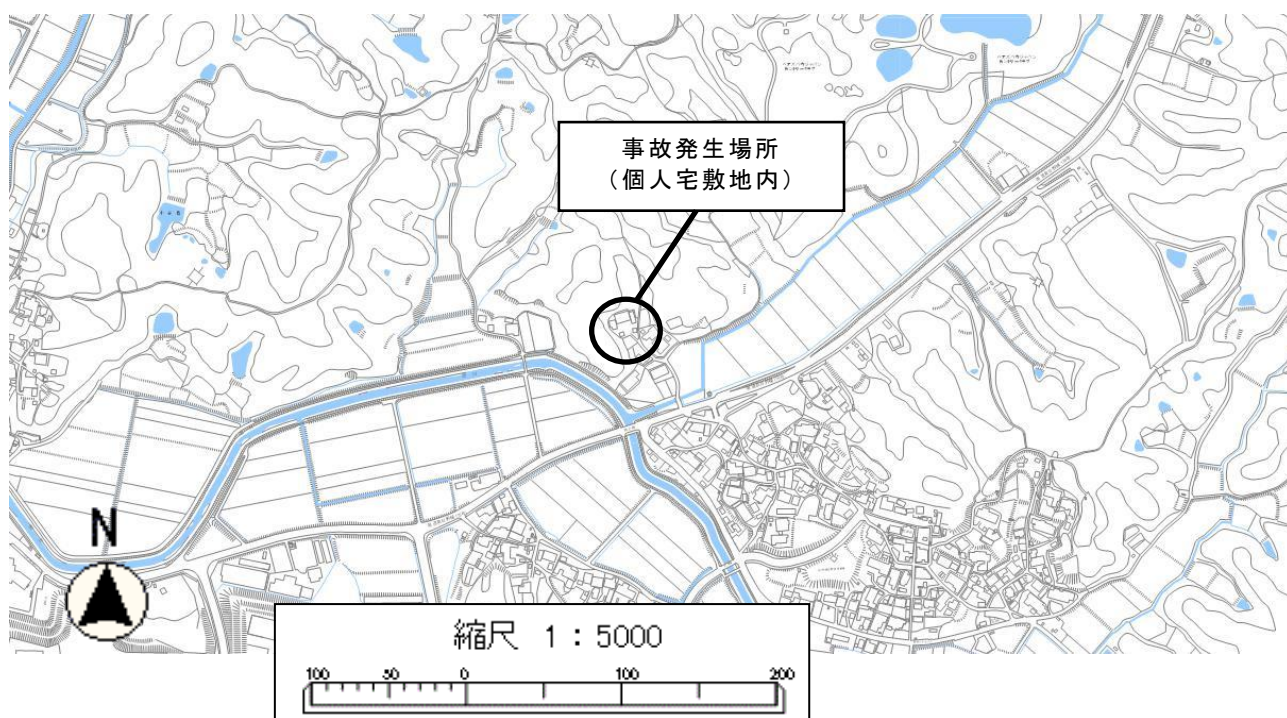
#### 【概要】

令和5年6月5日、甲賀市水口町山地先の個人宅敷地内において、市有自動車での市側の不注意による事故により、相手方のコンクリート敷の外構を汚損させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

【賠償金】50,000円

【示談日】令和5年7月5日

#### 位置図



報告第18号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年8月28日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第18号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年7月10日

甲賀市長 岩永裕貴

43,366円

（参考） 令和5年4月26日、甲賀市甲賀町五反田地先の市道五反田線において、相手方の車両が通行中に、市道へ倒れていた竹が起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。



報告第18号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

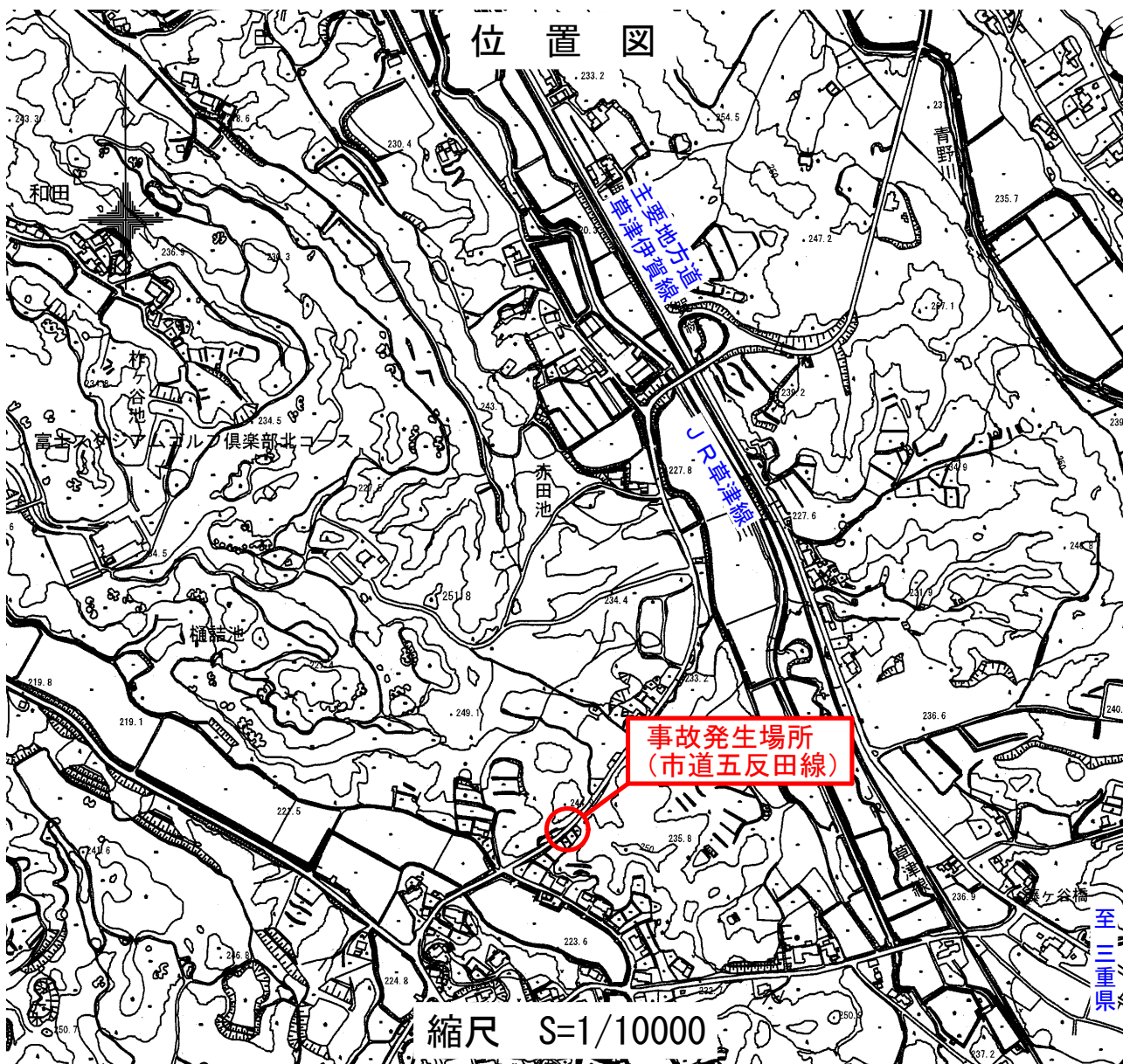
次のように道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

令和5年4月26日、甲賀市甲賀町五反田地先の市道五反田線において、相手方の車両が通行中に、市道へ倒れていた竹が起因する事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償金である。

【賠償金】 43,366円

【示談日】 令和5年7月10日



報告第19号

議会の委任による専決処分の報告について

調停事件の合意については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年8月28日

甲賀市長 岩永裕貴

専決第19号

調停事件の合意について

次のように、売買代金額確定請求事件に係る調停の合意について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年7月14日

甲賀市長 岩永裕貴

1 対象となる調停事件

大津簡易裁判所 令和4年（ノ）第31号 売買代金額確定請求事件

2 調停の申立人、相手方

岐阜県安八郡安八町東結1015番地の10

申立人 株式会社ミ・カサ

代表者 代表取締役 中野 繁次

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

相手方 甲賀市

代表者 市長 岩永 裕貴

3 調停条項

- 1 相手方は、申立人に対し、本日、物件目録記載の土地（以下、「本件土地」という。）を、代金22万円で売り、申立人はこれを買受けた（以下、「本件売買契約」という。）。
- 2 申立人と相手方は、本件売買契約が、現状有姿かつ公簿面積による売買であることを相互に確認する。
- 3 申立人は、相手方が本件売買契約につき契約不適合による担保責任を負わないことを確認する。
- 4 申立人は、相手方に対し、令和5年7月21日限り、第1項記載の金員を相手方の指定する方法で支払う。
- 5 申立人が前項の売買代金を支払ったときは、相手方は、申立人に対し、本件土地につき、令和5年7月14日売買を原因とする所有権移転登記手続きをする。ただし、登記手続費用は申立人の負担とする。
- 6 申立人は、前項に定める所有権移転登記手続完了後、相手方に対し、登記の

完了を示す完了届を提出することを誓約する。

7 申立人は、相手方に対し、本件紛争に関する解決金として、金7万円の支払義務のあることを認める。

8 申立人は、相手方に対し、前項の金員を、第4項と同期日に同様の方法で支払う。

9 申立人と相手方は、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。

10 調停費用は各自の負担とする。

#### 物件目録

所在 滋賀県甲賀市水口町八田字灰坂

地番 9 1 1 番 1

地目 雑種地

地積 2 2 2 m<sup>2</sup>

以 上

報告第19号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(調停事件の合意について)

次のように調停事件の合意につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

甲賀市水口町八田地先の里道の売買代金について、市が提示する金額を不服として調停の申立てがなされた事件において、令和5年7月14日、調停が成立したことから、その内容を報告するもの。

【土地売買代金及び解決金】 290,000円

【調停成立日】 令和5年7月14日

位置図

